

○東京藝術大学音楽学部アートリエゾンセンター内規

〔平成22年2月28日〕
制 定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日

(設置)

第1条 音楽学部に、足立区との受託研究及び受託事業を遂行するため、アートリエゾンセンター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの経費は、足立区からの受託研究・受託事業費を充てるものとする。

(目的)

第2条 この内規は、センターの組織、業務及び運営の方法その他必要な事項について定める。

(組織)

第3条 センターに、特任教員、学術研究員、教育研究助手、その他必要な職員を置くことができる。

2 センターにセンター長を置き、第6条に定めるアートリエゾンセンター運営委員会（以下「委員会」という。）委員長をもって充てる。

3 センター長は、センターの業務を総括する。

(委員会の設置)

第4条 センターの適切な運営を図るため、東京藝術大学音楽学部教授会規則第7条第1項の規定に基づき、音楽学部教授会に、委員会を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 音楽学部長

(2) 音楽学部副学部長

(3) 芸術活動推進委員会委員長

(4) センターの特任教員

(5) 音楽学部教授会構成員から、学部長が指名した者 3名程度

2 前項第5号に掲げる委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、前条第1項第2号から第5号に掲げる委員の中から、音楽学部長が指名する者をもって充てる。

2 委員長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員長に欠員が生じた場合の後任の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(委員会の審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

(1) センターの事業計画に関すること。

(2) センターの運営に関すること。

(3) その他、委員会が必要と認めたこと。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、可決することができない。

2 委員会の可決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(その他)

第10条 この内規に定めるものの他、センター及び委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成22年2月28日から施行する。

2 この内規施行後、最初に指名される第5条第1項第5号の委員及びセンター長の任期は、第5条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。